

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成 15 年 4 月 30 日の標準賞与額に係る記録を、5 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

株式会社Aから平成 15 年 4 月 30 日に支給された賞与の記録が漏れているとの文書がB年金事務所から届いた。申立期間の賞与は確かに会社から支給されていたと記憶しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る申立期間の賞与の振込金額が確認できる資料、及びC健康保険組合が保管する株式会社Aに係る申立人の記録から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日において、賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（5 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成 15 年 4 月 30 日の標準賞与額に係る記録を、5 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

株式会社Aから平成 15 年 4 月 30 日に支給された賞与の記録が無いことを年金事務所からの手紙で知った。所持する預金通帳には申立期間の賞与が会社から支給されていることが確認できるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳、及びB健康保険組合が保管する株式会社Aに係る申立人の記録から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日において、賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（5 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成 15 年 4 月 30 日の標準賞与額に係る記録を、5 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

株式会社Aから平成 15 年 4 月 30 日に支給された賞与の記録が抜けている。申立期間の賞与は所持する預金通帳に振り込まれているので、申立期間の記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳、及びB健康保険組合が保管する株式会社Aに係る申立人の記録から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日において、賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（5 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成 15 年 4 月 30 日の標準賞与額に係る賞与の記録を、40 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

株式会社Aから平成 15 年 4 月 30 日に支給された賞与の記録が無い。申立期間の賞与が振り込まれている預金通帳があり、会社から支給されていたのは間違いないので、申立期間の記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳、及びB健康保険組合が保管する株式会社Aに係る申立人の記録から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日において、賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（40 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成 15 年 4 月 30 日の標準賞与額に係る記録を、100 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

株式会社Aから平成 15 年 4 月 30 日に支給された賞与の記録が無い。所持する預金通帳には申立期間の賞与が会社から振り込まれており、厚生年金保険料が控除されているので、年金記録に反映してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間に係る賞与の振込金額が確認できる預金通帳、及びB健康保険組合が保管する株式会社Aに係る申立人の記録から、申立人は、平成 15 年 4 月 30 日において、賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（100 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 秋田国民年金 事案 849 (事案 385 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 60 年 3 月までの期間、61 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 55 年 5 月頃に A 市町村に転居してからは、私が妻と二人分の国民年金保険料を納付してきた。移転前の A 市町村役場に行き、年金の不払いを申し出たが、その後、社会保険事務所（当時）の職員の勧めで、未納分を一括で納付した記憶がある。前回の申立てにおいて訂正不要の決定を受けたが、納得がいかないので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに周辺事情も見当たらないことに加え、申立期間②については、申立人の保険料が平成元年 2 月 9 日に一旦過年度納付されたものの、納付日時点で納付の時効であったことから、当該期間の保険料をその時点で時効に至らない昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間に充当されていたことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 25 日付けで行われている総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんの対象とはされなかったところである。

今回、申立人は、前回の申立てにおいて記録の訂正が認められなかった期間について、納得がいかないので再度調査してほしいと申し立てているが、申立人から聴取したものの、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出又は供述は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 850 (事案 384 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 60 年 3 月までの期間、61 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 3 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 62 年 3 月から 63 年 3 月まで

昭和 55 年 5 月頃に A 市町村に引っ越してからは、夫が私と二人分の国民年金保険料を納付してきた。移転前の A 市町村役場に行き、年金の不払いを申し出たが、その後、社会保険事務所（当時）の職員の勧めで、未納分を一括で納付した記憶がある。前回の申立てにおいて訂正不要の決定を受けたが、納得がいかないので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに周辺事情も見当たらないことに加え、申立期間②については、申立人の保険料が平成元年 2 月 9 日に一旦過年度納付されたものの、納付日時点で納付の時効であったことから、当該期間の保険料をその時点で時効に至らない昭和 62 年 1 月及び同年 2 月に充当されていたことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 25 日付けで行われている総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんの対象とはされなかったところである。

今回、申立人は、前回の申立てにおいて記録の訂正が認められなかった期間について、納得がいかないので再度調査してほしいと申し立てているが、申立人及びその夫から聴取したものの、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出又は供述は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から同年 10 月までの期間及び 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から同年 10 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私名義の普通預金通帳を見ると、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。妻はこの期間について保険料を納付した記録となっているが、私の納付記録が無いことに納得がいかないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「私名義の普通預金通帳を見ると、国民年金保険料を納付していることが確認できる。」と主張しているところ、申立人が所持する A 金融機関の普通預金通帳から、昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月までについては一人分の国民年金保険料が口座振替され、58 年 4 月から 62 年 1 月までについては二人分の保険料が口座振替されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、昭和 42 年 8 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、58 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得した記録となっており、申立期間①及び②については、国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、「申立期間①及び②において口座振替されている一人分の国民年金保険料は、自分の保険料である。」と主張しているが、オンライン記録において、i) 申立人の申立期間①及び②は、上記のとおり、国民年金の未加入期間となっていること、ii) 申立期間①と②の間の昭和 55 年 11

月 18 日から 57 年 4 月 1 日までの期間は、申立人は、厚生年金保険の第四種被保険者となっていること、iii) 申立人の妻は、39 年 10 月から平成 3 年 11 月までの期間が納付済みの記録となっていること、iv) 申立人が国民年金に再加入した記録となっている昭和 58 年 4 月 1 日時点から口座振替された保険料が二人分となっていることを踏まえると、申立人の預金通帳から口座振替された、昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月までの保険料については、妻の国民年金保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人名義の預金通帳から確認できる昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料が申立人の保険料であったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料であったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 24 日から 47 年 2 月 26 日まで

A事業所には、昭和 46 年 3 月から 50 年 9 月まで正社員として継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。当時の事業主や同僚にも確認したが、途中の加入記録が無いことはあり得ないということであったので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主が保管する従業員名簿及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において同店に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人及び申立人と同時期にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚3人については、昭和 46 年 8 月 24 日に一旦、被保険者資格を喪失し、47 年 2 月 26 日に再取得した記録となっていることが確認できる。

また、上記の同僚3人のうちの一人は、「事業主から、厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失させると言われたことがある。厚生年金保険に加入していない期間の厚生年金保険料は、給与から控除されていなかった。その間、私は国民健康保険に加入していた。」と証言している。

さらに、申立人及び上記の同僚の3人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、4人とも厚生年金保険の被保険者資格喪失直後の昭和 46 年 8 月 25 日に、健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。